

パブリック・コメントの実施結果について

(1) 実施内容

平成26年12月26日(金)から平成27年1月24日(土)にかけて「くまもと子ども・子育てプラン(素案)」を県ホームページや各地域振興局等で公表し御意見を募集しました。

(2) 意見の件数

2件(1個人、1団体)の御意見が寄せられました。

(3) 主な意見の内容

- ①子どもたちの健やかな成長及び子どもやその親の健康と病気予防のために、受動喫煙の危害防止対策が重要
 - ・知識普及・周知のために、幼稚園や小中学校を含め、保護者への禁煙促進の働きかけや啓発・講習等に焦点を絞ったプログラムが望まれる。
 - ・施設(園、学校、子ども関連施設等)敷地内の全面禁煙の徹底・遵守、また施設外における催し等でも、その徹底・遵守をお願いする。
 - ・通学路や道路、食堂などタバコの煙から子どもたちを守る抜本的施策が不可欠であり、受動喫煙防止条例の制定に向けた取り組みや、飲食店やサービス業界等に、受動喫煙の健康リスクの明示の義務付けも必要で有効と思う。
- ②「「会議を置きます」は「会議を設置します」、「この他」は「このほか」としたらどうか」など、言い回しや表現の修正

(4) 意見の取扱い

寄せられた2件の意見内容を検討し、以下の2つの対応方法に分類して公表しました。公表は、県ホームページや各地域振興局等で実施しました。

寄せられた御意見をもとに、表現の修正等をさせていただきました。

- | | |
|------------------------|----|
| ①参考：今後の取組の参考とさせていただくもの | 1件 |
| ②反映：意見を踏まえて計画案に反映させるもの | 1件 |

(上記①に対する県の考え方)

たばこの健康への影響に関する知識の普及や受動喫煙防止対策等については、「第3次くまもと21ヘルスプラン(熊本県健康増進計画)」に基づき、家庭や学校、職場、飲食店等における取組みを進めている。

今後も関係機関と連携し、社会全体として受動喫煙防止が進むよう県民の理解向上に努めて参る。